**一般社団法人　日本環境メンテナンス協会規約**

（入会及び会費手続き）

第1条　本会則第5条に基づく会員の年度会費の金額は、次のとおりとする。

　　　２．会費につき年払いの場合は年度当初に請求し、当該年度に開催される定時社員総会開催日までに支払うものとし、入会した年度の初年度についてはその月から年度末までの会費を入会申し込みの日から10日以内に支払うこととする。また会費を月額で支払う場合は毎月末日までに翌月の会費を支払うこととする。

準会員　　　　　　　会費　　月額　3,000円

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年額36,000円

（退会した場合）

第2条　会員が退会をする場合においてはその退会月の会費については返金できないこととする。また年額で支払い済みの場合においても退会した月から年度末までの会費についての返却は行わない。

（改廃）

第3条　本細則の改廃は、理事会の議決による。

（入会不承認）

第4条　次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合、協会は入会を承認しない場合がある。

（１）入会申し込みの申告事項に虚偽、誤記、記入漏れがあった場合

（２）過去に協会から会員資格を取り消されたことがある場合

（３）暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等の反社会勢力に該当する者である場合

（４）自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な請求行為、取引に対し脅迫的な言動をし又暴力と用いる行為、風説を流布し偽計を用い又威力を用いて当協会の業務を妨害する行為をする恐れのある場合

（会員の権利と義務）

第5条　会員は次にあげる事項について利用できる権利を有すると共に会員としての義務を負う。

（１）ミラクルシールド（商標登録第5695015号）を含む本協会が取り扱う商品を会員価格での購入すること

（２）上記商品を用いた業務依頼につき紹介を受ける権利

（３）協会が開催する研修に参加する義務。研修未了の場合は会員更新不承認の要因となる

（４）会員専用ページへのログインにより協会が発信する業界情報を共有する権利

(５)上記（１）又は（２）につき本協会と2年以上取引を行わない場合は会員更新不承認の要因となる

２．会員は会則及び規約を遵守し、本協会の繁栄に寄与するよう努めなければならない。また前条に掲げた権利の行使や義務の遂行時を含め会員として知り得た情報、ノウハウ等の事項を秘密として保持しなければならない。この秘密保持義務は退会した後も引き続き負うものとする。

以上